

中世哲学会シンポジウム関連原稿執筆規程

I. 目的 シンポジウム関連原稿は、中世哲学会大会時に開催されるシンポジウム、およびシンポジウム連動特別報告(以下「特別報告」と略記)の内容を記録し、大会に参加出来なかった会員、および一般読者にその内容を伝達するために執筆されるものである。

II. 原稿の構成 シンポジウム関連原稿は次のものよりなる。

1) シンポジウム企画委員の原稿

シンポジウムを企画した経緯や意図、提題の全体像などについて、シンポジウム企画委員が執筆する。

2) 司会者の原稿

大会時の議論の流れ、フロアから出た質問などについて、大会時のシンポジウムの全体像が分かるように配慮して司会者が執筆する。

3) 提題の原稿

各提題者が大会での提題を再録する形で執筆する。

4) 特別報告の原稿

特別報告の提題者が大会での報告を再録する形で執筆する。

5) その他

以上の原稿のほかに、企画委員および編集委員会は随時次の原稿を追加することができる。

a) 補論

シンポジウムで取り上げられたテーマについて提題者・特別報告者がカバー出来なかったことについて論じる原稿。

b) 意見

フロアから上がって来た重要な質問・意見などについてそれを誌面で再現するための原稿。質問者、意見を述べた者が執筆する。

III. 執筆依頼 シンポジウム関連原稿の執筆依頼は次の手順で行なう。

1) 大会終了後すみやかに、編集委員会がシンポジウム企画委員と相談の上、シンポジウム関連原稿の構成、執筆者を決定する。

2) 執筆の依頼は、編集委員会の決定を承けて編集幹事がこれを行なう。

IV. 執筆の仕方

原稿の書式 原稿のサイズはA4、文字の大きさは、10ポイントから11ポイントとし、40字×40行、横書きに整形する。注や参考文献などもすべてこの書式にすること。

注については、ワープロ等の脚注機能を用いず、本文末にまとめて、上に定めた書式で記すこと。

ワープロ等の文字カウント機能などに頼らず、必ず投稿者が、実際原稿の文字数と行数を確認すること。

<細則>

- 1) 等幅フォントを用いて、1行40字(欧文文字は0.5字換算)、1ページ40行でレイアウトすること。
ワープロソフトを使用する場合、ページレイアウトで40字・40行に設定していても、実際には、それ以上の文字数が含まれる場合がある。
- 2) ワープロソフトの脚注機能を用いず、本文末にまとめて記すこと。
脚注機能では、注部分のフォントサイズや行間隔が本文と異なることで1ページあたりの文字数が本文より多くなる場合がある。
- 3) 原稿において行間等を開ける場合、空白行も分量に含まれる。

原稿の分量 注や参考文献なども含めた原稿全体の分量は、上記の書式に整形した場合のページ数による。

- 1) シンポジウム企画委員の原稿: 1.5枚程度
- 2) 司会者の原稿: 1.5枚程度
- 3) 提題の原稿: 6枚程度
- 4) 特別報告の原稿: 8枚程度
- 5) その他
必要に応じ企画委員および編集委員会が下記を目安に指定する。
 - a) 補論: 2.5枚程度
 - b) 意見: 1枚程度

提出ファイル 提出するデジタル原稿は、(a)PDFファイル、または(b)Microsoft Wordファイルとする。可能な場合には、(c)テキストファイルも提出すること。

なお、複数のファイルを提出する場合には、ファイル間で内容上の相違がないように留意すること。

手書き原稿等 手書き原稿、タイプ原稿、ワープロ専用機で作成した原稿等は受けつけない。

執筆のルール 原稿は、可能な限り『中世思想研究』原稿執筆のガイドラインに従って執筆すること。

V. 締切 原稿の締切は、機関誌発刊前年度の3月31日とする。

VI. 原稿提出の方法

- 1) 原稿の提出は、次の方法によるものとする。
 1. 原稿と、下記必要事項を記入したファイルとを添付した電子メールを、論文投稿用アドレスへ送付する。

論文投稿用アドレス: journal@jsmp.jpn.org
- 2) 電子メールによる投稿が困難な者は、事前に事務局まで申し出た上で、提出すべきデジタルデータ一式を記録したUSBメモリなどの媒体を、事務局まで郵送すること。
- 3) 原稿提出に際しては、原稿とは別ファイルに下記の事項を明記すること。
 - 氏名、ふりがな、郵便番号、住所、メールアドレス、電話番号
 - 原稿の欧文タイトル、執筆者の欧文氏名

VII. 査読 シンポジウム関連原稿の査読は、これを行わない。ただし、編集委員会が提出原稿を読んで内容上の錯誤などがあつた場合には、執筆者に対して修正を求めることがある。

VIII. 原稿の編集 シンポジウム関連原稿の掲載順序の決定など、原稿の編集は編集委員会がこれを行なう。

IX. 付記

- 1) 会員以外の者への執筆依頼 提題者ないし特別報告者を本会会員以外の者に委嘱した場合には、編集委員会は、会員以外の者にシンポジウム関連原稿の執筆依頼を行なうことができる。
- 2) 原稿執筆に際しての注意 シンポジウム関連原稿は、大会時のシンポジウムを再録するものであるため、大会時の提題内容から大幅に逸脱した原稿を執筆することは避けること。ただし、大会後に知り得た知見を原稿に組み入れることは差し支えない。
- 3) 著作権 シンポジウム関連原稿の著作権については、「中世哲学会著作権規程」に従う。

X. 本規程の変更 シンポジウム形態の変更などに伴う本規程の変更は、編集委員会がこれを行い、理事会が承認する。

【付則】本規程は『中世思想研究』第 61 号から適用するものとする。

(承認 2016 年 12 月 10 日理事会)
(改定 2017 年 6 月 17 日 編集委員会)
(改定 2018 年 4 月 14 日 編集委員会)